

お客さま 各位

網走信用金庫

個人番号の利用目的の変更のお知らせ

当金庫は、個人情報保護法第 15 条第 2 項及び第 18 条第 3 項を踏まえ、当金庫の個人番号の利用目的を以下のとおり変更(追加)することをご連絡いたします。

なお、変更日は、預貯金口座付番が開始される平成 30 年 1 月 1 日からいたしますので、申し添えます。

※変更(追加)点は下線部をご覧ください。

利用目的

当金庫は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号)に基づき、お客様の個人番号を下記の業務で利用いたします。

1. 出資金配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
2. 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
3. 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
4. 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
5. 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
6. 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
7. 教育等資金非課税制度に関する法定書類作成・提供事務のため
8. 預貯金口座付番に関する事務のため

以 上